

財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 水質保全研究助成要綱

（目的）

第1条 本要綱は、財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構（以下、「機構」という。）が実施する調査研究と相まって、水質保全の課題解明や対策手法等の研究を助成し、琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解決に資することを目的とする。

（助成対象研究）

第2条 機構が実施する調査研究と相まって、水質保全の課題解明や対策手法等に関するものであり、機構が別に示す内容を満足する研究を助成対象とする。

（助成対象団体）

第3条 次のいずれかに該当する団体を助成対象とする。

- （1） 大学または大学付属の研究機関
- （2） その他の研究機関等（営利を目的としない、特殊法人、公益法人、公共機関等に所属する場合に限る）

（助成金額）

第4条 1件についての助成限度額は年度当たり80万円とする。ただし、研究の内容が本助成の目的達成に特に効果が高いと機構が認めた場合は、限度額を年度当たり100万円とすることができる。

（助成対象経費）

第5条 助成対象経費は、原則として助成対象となる研究に直接必要な経費とする。

（助成期間）

第6条 助成期間は、原則として単年度とする。ただし、研究内容により1年以上の実施期間が必要と機構が認めた場合は、最長3年まで助成することができる。

（助成の申請）

第7条 助成の交付を受けようとする団体は、機構が別に指示する様式によ

る助成申請書を定められた期日までに機構に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 前条の規定による申請があった時は、別に定める水質保全研究助成選考委員会の選考により、助成金を交付する団体の決定を行うものとする。

2 機構は、前項の交付の決定があった時は、申請者に交付（不交付）決定通知を行うものとする。

3 機構は、前項の決定通知をする時は、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

(請書の提出および辞退)

第9条 前条の交付決定を受けた団体（以降、「助成団体」と言う。）は、速やかに機構が別に指示する様式による請書を提出しなければならない。

2 助成団体は、助成の交付を辞退する場合は、速やかに機構に辞退届を提出しなければならない。

(助成金の支給)

第10条 助成団体は、機構が別に指示する手続きを行った後、助成金の支給を受けることができる。機構は、助成団体との協議により、寄付という形で支給することができる。

(変更および中止)

第11条 交付決定後は、助成を受ける研究（以降、「助成研究」と言う。）の内容の変更は原則としてできないものとする。ただし、機構の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 所定の期間に助成研究が完了しない場合は、機構の承諾を得て期間を延長すると共に助成金を翌年度に繰り越すことができるものとする。

3 助成研究の継続が困難になり成果を収められない場合は、機構の承諾を得て助成金を精算の上、中止することができるものとする。

(成果の報告)

第12条 助成団体は、助成研究が終了した時は、速やかに研究成果報告書を作成の上、機構に成果の報告をしなければならない。

2 助成研究が複数年度にまたがる場合は、助成団体は、助成年度ごとに当該年度までの報告書（中間報告書）を作成の上、機構に報告をし

なければならない。

- 3 機構は、前2項の成果の報告を受けた場合は、成果の確認を行うものとする。
- 4 原則として、年度末に成果報告会を公開で行うものとする。

(成果の帰属)

第13条 助成研究の成果については、他に定めのない限り助成団体に帰属するものとする。

- 2 機構は、前項の規定に関わらず、研究成果報告書を保有すると共に、成果を公表できるものとする。

(状況の報告)

第14条 機構は、必要に応じ助成団体から助成研究の遂行状況、その他助成金の執行に関し、必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 前項による状況の報告の確認の結果、機構が継続して助成する必要がないと判断した場合は、交付の決定の全部または一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(助成金の精算)

第15条 助成団体は、助成研究が終了した時は、当該研究の実施に要した費用の精算報告をしなければならない。

- 2 機構は、前項の精算報告を受けた場合は、助成金の執行状況を確認し精算額の確定を行うものとする。
- 3 前項による精算額が助成交付決定額に満たない場合は、差額を機構に返金するものとする。

(助成金の執行状況の報告)

第16条 助成研究が複数年度にまたがる場合は、助成団体は、年度末に当該年度の助成金の執行状況を報告しなければならない。

(特許の出願)

第17条 助成団体は、助成対象となる研究の成果に関して特許等の出願をした場合は、その写しを添えて、機構にその旨を届け出なければならない。

(助成である旨の表示)

第18条 助成団体は、助成研究を実施する場合および研究成果を公表する場合は、機構から助成を受けた旨を表示しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第19条 次の各号に該当した場合は、機構は、助成団体に対し、助成の交付決定の取り消しまたは助成金の減額ならびに返金を求めることができるものとする。

- (1) 第12条による成果の報告がされない場合
- (2) 第12条により報告された成果が申請に対して不十分な場合
- (3) 第14条第2項による交付決定の取り消しの場合
- (4) 助成金の使途が申請と著しく異なる場合
- (5) その他本要綱および機構の指示に違反した場合

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年2月25日より施行する。

この要綱は、平成22年1月 8日より施行する。

平成23年度 「水質保全研究助成」

—募集要領—

(平成23年度募集)

平成23年1月



財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の「水質保全研究助成」は、「財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 水質保全研究助成要綱」に基づき、以下の要領で募集します。

1. 助成対象研究

財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構(以下、「機構」という。)が指定する分野に関する研究に対して、助成を行います。別紙の研究分野一覧を参照してください。

2. 助成対象団体

次のいずれかに該当する団体を助成対象とします。

- (1) 大学または大学付属の研究機関
- (2) その他の研究機関等(営利を目的としない、特殊法人、公益法人、公共機関等に所属する場合に限り)

3. 助成金額

1件についての助成限度額は年度当たり80万円です。ただし、研究の内容が本助成の目的達成に特に効果が高いと機構が認めた場合は、限度額を年度当たり100万円とする場合があります。

なお、平成23年度は5～6件程度(継続・新規含む)の交付を予定しています。

4. 助成期間

交付決定の通知日から平成24年3月16日までとします。

申請および交付決定は単年度ごとに行いますが、研究内容により1年以上の実施期間が必要であると機構が認めた場合は、原則として2年間(最長3年)の助成期間とすることができますので、申請書に希望する期間を記入してください。

5. 応募方法

本助成を希望する団体は、別紙の応募様式に必要事項を記入の上、実施計画書および予算内訳書を添付し下記の宛先まで郵送またはEメールにて送付して下さい。同一申請者の複数応募はできません。(同一大学内の異なる研究機関による応募は可能とします) ご不明な点は下記までお問い合わせください。

(1) 提出書類

- ① 申請書 …… (様式1)
- ② 実施計画書 …… A4版用紙に数ページ程度 (形式は自由)
- ③ 予算内訳書 …… (様式2)

※電子ファイルが、ホームページからダウンロードできます。

ホームページ <http://www.byq.or.jp/>

(2) 送付先および問い合わせ先

〒540-6591

大阪市中央区大手前1丁目7番31号 OMMビル13階

財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 調査研究部

電話：06-6920-3035

E-mail hokenkiko@byq.or.jp

(3) 応募受付期間

平成23年1月25日(火)から平成23年2月25日(金)

(必着)

※個人情報の取り扱いについて

応募いただいた方の個人情報は機構が厳重に管理し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

6. 選考

(1) 選考方法

水質保全研究助成選考委員会により、選考を行います。

(2) 選考基準

選考にあたっては、以下の視点から総合的に判断を行い、助成金を交付する団体を決定します。

- ① 機構の実施する調査研究との整合
- ② 琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解明や対策への期待度
- ③ 研究成果達成の実現性
- ④ 新しい視点や創意工夫
- ⑤ 研究担当者の申請研究にかけられる時間等 (エフォート率)

(3) 選考結果の通知

交付決定後すみやかに、申請者に通知を行います。また、機構ホームページにも掲載します。

7. 交付決定後

(1) 請書の提出

交付決定を受けた団体（以下、「助成団体」と言います。）は、速やかに請書を機構に提出してください。（様式3）

(2) 助成金の支給

助成団体は、助成金の請求書を機構に提出してください。請求日より30日以内に助成金を支給します。（様式4）

※ 税金等については、助成団体が適切に対応してください。

8. 助成研究の終了時

(1) 成果の報告

助成を受ける研究（以下、「助成研究」と言います。）が終了したときは、研究成果報告書を提出し、機構の確認を受けてください。（様式は自由とします。）

また、別途BYQの指定する様式（A4サイズ3～4枚程度）についても年度ごとに提出をお願いします。

ただし、複数年度にまたがる助成研究は、助成年度ごとに当該年度までの報告書として提出をお願いします。

(2) 助成金の精算

助成研究が終了したときは、精算報告書を提出し、機構の確認を受けてください。精算額を確定します。（様式5）

複数年度にまたがる助成研究は、助成年度毎に上記と同様をお願いします。

(3) 成果の発表

原則として助成研究の成果について、機構の報告会等(公開)で発表していただきます。（旅費は支給します。）

複数年度にまたがる助成研究は、助成年度ごとに当該年度までの報告を発表していただきます。成果報告会の前に、公表用にA4枚8枚程度の報告書を準備していただきます。

9. その他

採択研究のうち、機構が自主研究として予定している研究内容に近い研究については、より効率的に研究を展開するため、実施方法や分析方法等について協議・相談を行う場合があります、その際は対応をお願いします。

平成 23 年度「水質保全研究助成」

募集研究分野一覧

- (1)琵琶湖・淀川流域の難分解性有機物の特性把握に関する研究
- (2)琵琶湖・淀川流域の水質・底質中の微量有害汚染物質の挙動把握および分析手法の確立等に関する研究
- (3)琵琶湖・淀川流域における病原性微生物の挙動把握と制御、削減に関する研究

平成 23 年度 財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構
「水質保全研究助成」申請書

申請年月日 平成 年 月 日

ふりがな			ふりがな		
団体名 (所属名)			代表者名 (所属長)		
団体の種類	大学・特殊法人・公益法人・公共機関・その他 () (該当を囲む)				
団体の概要	分野、実績等：				
事務所の所在地	住所	〒			
	TEL		FAX		
連絡先	所属・役職		email		
	ふりがな 研究担当者名		TEL FAX		
	所属・役職		email		
	ふりがな 連絡担当者名 ※研究担当者不在時の連絡、同上でも可		TEL FAX		
助成対象研究	研究テーマ	指定テーマ (番号)			
	成果目標				
	研究期間	~	対象流域		
	研究概要：				
	スケジュール：				
	担当者の研究にかけられる時間(割合)および人員				
	期待される効果：				
助成希望金額	助成希望額総額： (初年度： 2年目： (3年目)：)				
他団体からの助成有無	有 ・ 無				

添付資料：①実施計画書 ②予算内訳書 (欄が不足する場合は別紙をつけてください)

水質保全研究助成経費 費目一覧

費目	内容
①謝金、賃金	外部協力者からの助言、協力に対する謝金等 補助作業のためのアルバイト等の経費等
②資料・印刷費	書籍、論文等購入費等 調査票、集計表等の印刷費等
③旅費	調査、会議等に伴う交通費、宿泊費等 (海外は除きます)
④賃借費	会議室の賃借料、機器の賃借料等
⑤委託費	現地調査、実験、データ整理等を委託する場合の経費等
⑥備品費	機械、器具の購入費等
⑦通信・運搬費	通信費、資機材発送費等
⑧消耗品費	資材、試薬、文具購入費等
⑨雑費	その他の経費

※経費は全て助成研究に直接必要なものとし、以下のものは認められません。

- ・ 団体の運営にかかわる経費
- ・ 助成研究以外の研究に要する経費
- ・ 飲食費
- ・ その他、助成研究への適用が主目的とならない経費

平成 2 3 年度水質保全研究助成

請 書

平成 年 月 日

財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
理事長 森 詳介 様

平成 年 月 日付けで交付決定のありました下記助成研究について、水質保全研究助成要綱、募集要領、申請書等にしたがい、誠実に実施します。

記

- 1 助成研究テーマ :
- 2 助成金額 : 円
- 3 助成期間 : 平成 年 月 日～平成 2 4 年 3 月 1 6 日まで

住 所

団体名

代表者名

印

請 求 書

平成 年 月 日

財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
理事長 森 詳介 様

住 所
団体名
代表者名

印

下記のとおり請求します。

¥

ただし、平成 2 3 年度水質保全研究助成の助成金として

振込希望金融機関名

銀行（金庫）

支店

預金の種別（どちらかを○で囲んでください。） 普通 当座

口座番号

No.

ふりがな
口座名義

